

## 住宅・土地統計調査にご協力ください

総務省が都道府県・市区町村を通じて「住宅・土地統計調査」を実施します。一定の統計上の抽出方法によって選ばれた一部の地域の世帯が調査対象となります。

9月・10月に「調査員証」を携帯している「調査員」が調査票の記入のお願いや住戸・居住確認に伺います。「調査員」がお宅に伺いましたら、調査にご協力ください。

問合せ 豊田市役所 総務部庶務課 統計担当 (TEL0565-34-6986)



この調査は、「統計法」(国の統計に関する基本的な法律)に基づいた基幹統計調査で、昭和23年から5年ごとに行われ、今回は16回目の調査に当たります。

今回の調査では、超高齢社会を迎えている我が国における高齢者の住まい方や空き家対策の重要性が年々高まっていることを踏まえ、空き家の状況などを把握することを主な狙いとしています。

調査の結果は、住生活基本計画や耐震や防災を中心とした都市計画づくりなど、私たちの暮らしと住まいに関する計画や施策の基礎資料として幅広く利用されます。

### 調査員とは？

住宅・土地統計調査の調査員は、都道府県知事によって任命された地方公務員です。

調査員は、「調査員証」を携帯しています。



だれもが安心して暮らせる明日へ

住宅・土地統計調査 🔍

<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html>



(裏面あり)

## 住宅・土地統計調査は

住宅の建て方や世帯の構成などについて調査します。



調査の結果は全国及び地域別にも公表されます。



## 調査結果からわかること

前回の調査(平成30年住宅・土地統計調査)からこのようなことが分かりました。

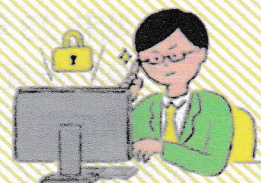
豊田市の空き家率は9.0% (全国13.6% 愛知県11.3%)

愛知県の空き家率は全国47都道府県中5番目に低い数値です。愛知県内では豊田市の空き家率は全50市町中12番目に低い数値であることから、全国的にみて豊田市の空き家率が低いことがわかります。

## 個人の情報は守られます



統計法では、調査対象者が安心して調査票に記入いただけるよう、調査員を始めとする調査関係者に対して、調査票の記入内容を厳重に保護することを定めています。



### 守秘義務

調査に従事して知り得た個人や団体の秘密を漏らしてはならない。

### 利用制限

統計作成の目的以外に、調査票の記入内容を利用したり、提供してはならない。

### 適正管理

記入された調査票を適正に管理するための措置を講じなければならない。



センサス

調査へのご協力  
よろしくお願いいたします!



みらい